

平成 25 年度・第 3 回 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し検討会議 〈 議 事 録 〉

日 時

平成 26 年 1 月 21 日（火）9:30～12:00

場 所

滋賀県庁北新館 3 階中会議室

議 題

- (1)放射性物質の琵琶湖への影響予測（最終報告）と今後の対応について
- (2)モニタリング計画案について
- (3)広域避難計画案について（避難時間推計結果の報告を含む）
- (4)滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定案について
- (5)その他

出席者

委員：林委員（議長）、澤田委員、竹田委員、高橋委員、八木委員、太田委員、
廣瀬委員、谷口委員、藤田委員、古川委員

オブザーバー：原子力規制庁 吉田地方放射線モニタリング対策官

事務局：小笠原防災危機管理監、西川管理監、辻井副局長、田中原子力防災室長、
入江参事、馬場副主幹、奈須野主査

【生活衛生課】

林課長、前田副主幹

【滋賀県琵琶湖環境科学研究センター】

杉江副センター長、山中部門長、園主任主査、佐藤研究員

1 開会あいさつ（小笠原防災危機管理監）

委員の皆さまには、大変お忙しいなか、また遠路ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

県では、福島第一原発の事故を受けまして、平成 23 年度から、国に先駆けて地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しに着手し、昨年度は 2 回にわたり計画の見直しを行ってまいりました。今年度は、8 月以降 2 回に渡り、委員の皆さまのご意見を伺い、本日が今年度最終の検討会議ということで、3 月に予定している防災会議に向けて詰めの議論をお願いします。

議題としては、放射性物質の琵琶湖への影響予測に係る最終報告と県の水道対策についてご説明を申し上げますとともに、緊急時モニタリング計画の具体案をお示しいたします。

また、滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)と、広域避難計画に関しましても、前回までにいただいたご意見や、その後の検討状況、避難時間シミュレーションの成果等踏まえ、修正した内容についてご説明申し上げます。

委員の皆さまには、短い会議時間のなかで、多岐にわたる内容をご審議いただくことになり、恐縮ではございますが、本日は、これまでの議論を踏まえた具体の対策につきまして、それぞれの専門のお立場からご意見をいただき、本県地域防災計画のさらなる充実にお力をお貸しいただければありがたく存じます。

今年度の見直しといたしましては、本日の内容をもって一区切りとさせていただく予定でございます。PPA対策など、国で検討いただくべき課題がまだ残っているほか、本県も参加しております国のワーキングチームについても継続的に検討をおこなっているところでございます。

県といたしましては、国の検討状況を重視しながら、今後とも必要な見直し作業を継続し、県民の皆さんの安全、安心を確保するために、より一層の防災対策を講じていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

2 委員紹介

3 配付資料の確認

4 議題

(1)放射性物質の琵琶湖への影響予測(最終報告)と今後の対応について

議長：それでは、今回第3回目、本年度の最終の検討会議ということになりますのでよろしく申し上げます。

まず議題(1)について、事務局から説明をいただきたいと思います。

事務局：【資料1】【資料1-1】について説明

議長：ただいまの説明について、ご意見、ご質問を伺います。

澤田委員：水道の対応について伺いますが、実際の対策の実施方法について、例えば浄水施設の覆蓋ですが、滋賀県版UPZの中の浄水場のオープンな施設には、恒久的な屋根をつくることなども検討されるのでしょうか。

それから飲料水の供給策、応急給水について、現在、どの程度のキャパシティがあって、今後どのような対策をさらに実施する必要があるのかについて伺います。

事務局：まず覆蓋の対応ですが、昨年秋に中間報告があり、すぐに対応する必要がある

るといふことで、各市町の水道担当を集めて会議を開催しました。

ただ、すぐに屋根等のハード的な覆蓋ができるかということにつきましては、予算的な問題や工期の問題もございますので、これについては各市町の状況を把握しながら、対応を見守りたいと考えております。

それから、応急給水のキャパシティの点については、放射性物質もさることながら、地震や風水害に備えた飲料水の備蓄を行っており、例えば地震災害の場合ですと3日間の飲料水の備蓄が想定されているところです。内訳としては、各家庭で1日分、市町で1日分、県で1日分ということ、総合的に3日間の備蓄確保を推進しているところでございます。

澤田委員：地震や風水害でもそうですが、原子力災害の場合の特殊性を考慮しておく必要があります。例えば、地震災害では供給できる水が近くにあるかもしれないけれども、原子力災害では近くから供給できないかもしれない、などです。

やはり、様々なケースを想定した細かな計画が必要だと思いますし、それから覆蓋についても、長期的な計画として実施していく必要があると思います。

廣瀬委員：汚染されたときの検査までのタイム・ラグはどのように考えておられますか。

事務局：避難対象区域については、検査実施は難しいかと思いますが、避難対象区域外の地域については、初日からすぐに検査を実施してもらいたいと考えております。

廣瀬委員：結果が出るまでのタイム・ラグはいかがですか。

事務局：簡易測定器ですと、1検体10分程度で完了します。水道水は不純物がございませんので、前処理も必要ありません。

古川委員：検査の対象地域の特定について、OILで言えば空間放射線量率が1時間当たり $0.5\mu\text{Sv}$ になった場合、数日以内に測定する地域を特定をし、検査をした結果、OIL6で 200Bq 、 300Bq を超えれば、摂取制限を実施するということになると思うのですが、空間放射線量率の測定地点と検査実施地域の関係は、現実的には難しいと思います。

琵琶湖上に空間放射線量率の測定器があるわけではないので、現実的には、滋賀県下のどこかで1時間当たり $0.5\mu\text{Sv}$ を超えたら、滋賀県のすべての浄水場の検査を実施するということになるのでしょうか。

事務局：まずは空間放射線量率の大まかな測定値がないと、本当は難しいのかもしれませんが、基本的には私どもは、事故が発生すればすぐに検査を行う体制を取りますが、ただ、空間放射線量率によって、避難対象区域となった地域については検査は難しいかもしれませんが、それ以外の地域については検査をして、その結果をお互いに情報共有し、必要な対応を考えていきたいと考えております。

高橋委員：資料 1 - 1 の 19 枚目のスライドに測定器の台数が記載されていますが、これは水道水だけでこの台数を使えるのでしょうか。それとも食品、農作物等と共用でしょうか。

事務局：私どもは、まずは水道水の対応に使っていこうと考えております。もちろん、水道水に限定しているわけではなく、食品のほうにも使いますが、農作物への影響というのは、水道水よりは遅れて出てくるのではないかとということもございます。

高橋委員：恐らく食品のほうもすぐに測定試料が来るかと思しますので、調整方法を事前に計画しておく必要があるかと思します。

議長：先ほどの琵琶湖環境科学研究センターの説明で、放射性ヨウ素について、より厳しい条件でやってみても、結局影響がある期間が 10 日ということは変わらなかったということは、逆に言えば、最大で 10 日間の摂取制限は考えておかなければいけないと思します。

ところが、今の説明では、飲料水 3 日分の備蓄を進めているということで、残りの 7 日分はどう対応するのでしょうか。

事務局：確かに南海トラフでももう少し長期間の備蓄が必要ということになってきますので、3 日分でよいということではないと思します。

議長：備蓄に頼れと言っているわけではなくて、確保をする必要があると言っているわけです。

給水車で運んでくる量には限界があるなら、ペットボトルでの対応になるのだらうと思しますけれども、東京では、福島事故のあと、ものすごい勢いで買い占めが起こっているわけです。

やはり 10 日間という想定をしているなら、備蓄だけで対応できるものではないと思しますが、10 日間琵琶湖から取水しないで済むように何とか工夫するということ、一番現実的な対応だと思します。

したがって、そこのところはぜひ真剣に考えていただきたい。

それから、水道部局のご説明は、理にかなっている部分も多いと思うのですが、その内容はどこに記載するのですか。

地域防災の原子力災害対策編の中に、今ご説明いただいた内容が記述されるのか、あるいは、水道について別の対応計画を用意されるのか、ご説明いただきたいと思います。

事務局：まず地域防災計画では、給水対策を細かく記載するのではなく、大きな枠として表現いくことになると思います。

実際に対策を実施するためには、もう少し細かいマニュアルであるとか、要領であるとか、そういうものを当然つくっていかねばならないと思いますので、そのあたりは、地域防災計画に記載するものと、それぞれの所管の部局で細かく具体的に作成するものと、両方があると思います。

議長：ただ、地域防災計画にも、基本的にはその対応のシナリオというのは出てくるわけですね。それなしに計画はつくれないと思うので。

そうなったときにやはり、10日間という期間を、対応の目標として位置付けておかないと、対策に統一感がなくなるし、一番の対策のポイントは、パニック対策とは言わないけれども、実際の健康被害そのものよりは、多くの人を感じておられるある種の不安とか恐怖感とか、そういうものに対してどのように対応するかということだと思います。

しかも、それによって水の買い占めなどが発生しないようにするには、どのようにするのがよいのかという点が、地域防災計画の本来の意義であるし、具体的な水道対策はご説明いただいたのですが、やはり地域防災計画に、ある程度はっきりとした目標を掲げておくことが必要ではないかという印象を持っています。

古川委員：一つ確認ですが、基準を超えた場合、水道水は摂取をしないでくださいという広報をして飲まないようにする。しかしながら、飲まなければ水は利用できるということは、供給は続けるということです。

水は出ているが、飲まないという意識を持って接してくださいということなのですが、水が出ている以上いろいろなかたちで使われ、それが人の口に入る可能性もあるということからすると、摂取制限と水を供給し続けるということのリスクというのはどの程度のものなのか。完全に人の口に入らないということが言い切れるのかということはどうなのでしょう。

事務局：理論上の話かもしれませんが、一生涯飲み続けても健康には影響がほとんど

ないという、そういうレベルですので、もちろん飲まないにこしたことはないという
ことで、飲用は控えてくださいと。

ただ、生活用水としては使えますという、そのあたりは、広報の仕方にもよるの
ですが、丁寧にご説明をしたうえで、飲用を控えていただき、生活用水としては利
用可能という形になると思います。

廣瀬委員：私の病院、大津赤十字病院では常時3日間の水の備蓄ができるようになって
いるのですが、病院ですから、患者さんや、従業員が常時いるわけで、そういう
なかで4日過ぎたら対応できなくなるわけで。

そうした場合の給水体制については、ぜひとも考えていただきたいと思います。

議長：水なしには生きていけないので、ぜひ具体的ないろいろな対応をお考えいただ
けたらと思います。それから、やはり最後は自己責任になるのだと思います。

(2)モニタリング計画案について

それでは二つ目の議題ですが、モニタリング計画につきましては、前回の会議に
おいて竹田委員のほうからワーキンググループの検討状況をご紹介いただきました。

本日はその後の検討内容を含めまして、ワーキンググループからの最終報告とい
うことで竹田委員からご報告をいただきまして、そのあと事務局のほうからモニ
タリング計画案について説明をいただきたいと思います。

では、まず竹田委員、よろしくお願いいたします。

竹田委員：第3回目のモニタリング計画検討ワーキンググループ会議を1月9日に開
催しました。そこで各委員から出た意見についてまとめて報告させていただきます。

資料2-1は、モニタリング実施要領策定における測定の考え方ということで、
その中の、「1」が空間線量率の測定、「2」が飲料水等の放射能測定となっております。

まずはモニタリング体制ですが、滋賀県のモニタリング本部は、国が設置する緊
急時モニタリングセンターと、うまく連携する必要があります。そのために、県の
モニタリング本部の体制をどのようにしていったらいいかということについて、議
論を行いました。

国の緊急時モニタリングセンターは、オフサイトセンターに設置されるものであ
り、滋賀県から職員を派遣することになります。派遣される職員は、当然ながら、
滋賀県のモニタリング体制や、地域の事情を熟知している人が行く必要があるとい
うことを確認いたしました。

それから、緊急時モニタリングセンターからの測定指示に関しては、県モニタリング本部の企画調整班を通して各班に伝えられる形に一本化する必要がある。

測定結果については、国のモニタリングセンターと県の災害対策本部の双方に報告されるという情報の伝達体制を確認いたしました。

モニタリングは、その分野の専門性が非常に高くなるということで、普段、大気や環境の分野を所轄する部局が指揮を執ることが望ましいと考えます。

事故があった場合の初期体制については、OILによる防護措置実施の可能性があり、防災部局は災害対策本部の運営を本来業務とすべきであるということについても議論いたしました。

それから、放射線量のモニタリングに関しては、原子力事故をメインにした考えですが、テロ等に対するモニタリング体制も考えるべきであると、そういう意見が出ております。まず県のモニタリング本部の体制については以上のような意見が出ました。

それから空間線量率の測定についてでございます。空間線量率につきましては、まず、防護対策を実施する範囲について、「区割り」という表現を用いたほうがいいと。UPZについては、「区域」という言葉が使われておりますが、防護対策は、県の中で、「区割り」でやるべきだということでございます。

それから、本日の資料2 - 1記載のとおり、固定型モニタリングポストや可搬型モニタリングポストによる連続測定、放射線率、放射線量の連続測定を基本にしてはいますが、それを補完するために、モニタリングカーあるいはサーベイメーターを使った測定を行うということにしております。

さらに、区割りについては、小学校区を原則とするべきという意見が出されました。ただし、複数の小学校区に対して1カ所の空間線量率測定という場合もあり、そういう場合でも、小学校区ごとに避難できるように配慮すべきだという意見もございました。

次に農畜水産物のモニタリングについてでございます。

飲料水、水道水に関しては先ほど説明がありましたが、初期モニタリングの段階で、水道水も重要ですが、先ほど高橋委員から質問が出ましたように、そのほかの、例えば葉っぱもの、葉菜、それから牛乳といったものに対しても初期段階で測定を行うべきだという意見がございました。

それから、中長期のモニタリングでは代表的な農産物の測定を実施すること。

空間線量率が $0.5 \mu S v / h$ を超えた地域が測定の対象になることも、住民の皆さんに分かるようにしないといけないという意見が出ました。

魚類については、河川ごと、あるいは、琵琶湖についてはおおよそ市ごとぐらいでモニタリングしたらどうかという意見がございました。

水道水については、説明を省略します。

初期モニタリングの対象については、あらかじめどういうものをモニタリングするかということをお記しておいたほうがいいのではないかと。先ほど葉菜、牛乳がありましたけれども、そういうことをちゃんと具体化すべきという意見がございました。

それから、琵琶湖の汚染でございます。これは先ほど、放射性ヨウ素につきましては半減期8日でございますので、10日間ぐらいたれば影響はなくなりますけれども、セシウムもでございます。そういう意味で、中長期的な視点で測ってどのように拡散するかということもモニタリングするべきだという意見がございました。

以上、1月9日開催のワーキンググループにおいて、委員の皆さんからいただいたご意見でございます。

議長：引き続き事務局のほうから、モニタリング計画案についてご説明をいただきたいと思えます。

事務局：【資料2】【資料2 - 1】について説明

議長：ただいまの竹田委員と事務局からのご説明に対してご質問、ご意見を伺います。

古川委員：高島からのお願いですが、資料2 - 1の「1の空間線量率の測定：の二目の「 」に、小学校区ごとで、高島は「マキノ北小在原分校を除く」と書かれているのですが、そもそも分校があるということは、本校よりも離れた地域で、そこに人が住んでいるということです。

さらに、在原は、敦賀や美浜の原発から一番近い、北の端のほうにあり、雪もよく降るといふ気象条件などを考慮すると、次の「ただし」書きの部分、「都市部、山間部の地域特性を考慮して区割り調整を行う」という範疇に含めて今後調整していただくのはいいのですが、「(在原分校を除く)」という表現については再考いただきたいと思えます。

事務局：個別の内容につきましてはご意見として承り、ご相談させていただきたいと思えます。

議長：ほかに何かございませうか。

モニタリング計画は、大変重要なものだと思います。これもある意味では、住民の不安、あるいは恐怖対策という意味も大変大きいのだと思えます。

それから県の実施する対策そのものを方向付けていく根拠になるわけですから、モニタリングというのは大変重要なことで、それから今ご説明をうかがっていると、

県のモニタリング本部というのは、かなりいろいろな活動をされる大所帯のようにも思うのですが、その実行体制は確保されているのでしょうか。

事務局：議長ご指摘のとおり、モニタリングは、原子力防災において、非常に大切な部分だと思っております。

したがって、今回の計画策定に当たりましては、平常時の本来業務と、緊急時モニタリングが別物ではなくて、できるだけ無駄のないように、本来の業務がそのままモニタリングに反映できるような体制をつくっていきたいと考えており、今後より具体性の高いものにしていきたいと思います。

澤田委員：資料2のモニタリング計画案9ページに「モニタリング結果の取扱い」という項目があります。

なかなかよく書かれてあるのですが、気になるのは、(1)の妥当性の確認というところです。妥当性の確認を行うことは当然ですが、妥当性が確認された結果を報告する、あるいは公表するという手順を考えたときに、どのように妥当性を確認するのかという点で、例えば福島事故の際は、SPEEDIの結果にしても、妥当性が確認できないからということで、公表が遅れたわけです。

したがって、この「妥当性の確認」というところに落とし穴があると思います。

例えば妥当性をどうやって確認するのか、あるいは妥当性が確認されなくても、妥当性が確認されていないことをコメントを付きで公表するだとか、そういうことをあらかじめ計画に書き込んでおかないと、福島と同じ轍を踏むだろうと思います。

事務局：県としては、国と十分調整して、さらに具体的な方法を検討していきたいと考えております。

原子力規制庁 吉田対策官：「妥当性の確認」については、固定型のモニタリングポストのように、連続測定しているものについては、「妥当」であるということで、そのまますぐに公表することにしております。

一方、各個人で、いろいろな測定者が測定したものについては、その測定方法等が適正かということを確認する必要があります。そのような2つのパターンがありますので、そこだけはコメントさせていただきます。

澤田委員：「妥当性の確認」方法が明確に記載されていればいいのですが、「妥当性の確認」ということだけで書いてあると、その妥当性を誰かが判断しないといけない。その判断が遅れば公表できないということになってしまうので、あらかじめ具体的に記載しておいたほうがいいという意味で指摘しているのです。

原子力規制庁 吉田対策官：ありがとうございます。当然のことながら、情報は速やかに公表しないといけないと思っておりますが、「妥当性の確認」ができるだけ簡易にできるよう検討しつつ、測定方法の確認等を実施したいと思っております。

八木委員：緊急時には、モニタリング情報が、速やかに公表され続けるということが、ある意味、最大のリスクコミュニケーションになると思います。

しかしながら、計画では、例えば「ホームページ等で速やかに公開する」とされており、災害時には、ホームページにアクセスできない状況が容易に想定できるのですが、技術的な設計も含めて、対策は何かお考えですか。

事務局：今年度、テレビのデータ放送を活用したモニタリング情報の発信を始めました。パソコン以外にもできるだけ、比較的手軽に、簡単に見ることができるようなツールの整備も進めているところです。

澤田委員：原子力災害だけではなくて、地震災害でもそうですが、何か災害が起こったときに、公共機関のホームページがアクセスオーバーになるということは、実際に起こっていることであり、民間のデータセンターと、あらかじめ協定を締結しておいて、災害時には民間のデータセンターにアクセスを移すような方策をしておく必要があると思います。

高橋委員：モニタリング計画案の全体的な記載ですが、国が責任を持って実施すべき部分と滋賀県が実施すべき部分の記載が混在しておりまして、例えば今の「妥当性の確認」の記載において、緊急時モニタリングセンターが立ち上がれば、国が妥当性の確認を行うのに対して、滋賀県モニタリング本部の段階では、滋賀県が妥当性の確認を行うことになると思います。

この計画は滋賀県の緊急時モニタリング計画ですから、国がおこなう部分と、滋賀県が責任を持っておこなう部分をきちんと切り分けて書かないと、一読したときに、責任の主体が不明確なところがありますので、全体的に主語述語を見直していただければと思います。

(3) 広域避難計画案について（避難時間推計結果の報告を含む）

議長：それでは、次の議題「原子力災害に係る滋賀県広域避難計画（案）」について事務局から説明願います。

事務局：【資料3】【資料3 - 1】【参考資料2】について説明

議長：ただ今の説明について、ご質問、ご意見を伺います。

澤田委員：まず最初の資料3で、広域避難計画に、自家用車を使用する場合の例示として「OIL1に基づく即時避難」を追加したということですが、当然それはあり得るし、考えないといけないのですが、7ページの文言を見ますと、まず「放射性物質放出前の予防的避難」、それから「OIL1に基づく即時避難」と書いてあります。

ただ、滋賀県で一番あり得るのは、例えば福井県のPAZが即時避難して、福井県内でOIL1が出て、滋賀県内はOIL2に基づく避難指示が出る前という状況だろうと思います。

したがって、OIL2に基づく避難指示を出す前に、滋賀県内でも大量の人が自主的な避難行動に出るということは十分考えられるし、そういう人たちに対してもスクリーニングはしないといけないわけで、そういう視点が、この計画では、ほとんど触れていないのではないかと思います。

それから、スクリーニングを行う避難中継所ですが、11ページに4施設記述されています。

このうち、長浜インターチェンジは屋内施設がありませんし、新旭体育館・武道館は、滋賀県版UPZの中にあります。

それから安曇川の道の駅・安曇川図書館は、屋内施設の面積が不十分だと思います。

要するに、この広域避難計画で示している施設だけでは、十分な避難中継場所がまだ確保できていないということです。その十分確保できていないということを前提に計画をつくらないといけないと思います。

避難中継所の要件について、「多数の自家用車が駐車できる」、「多数の待機者が収容できる」など書いてありますが、その「多数」とは、具体的に何台なのかが分かりません。具体的に数字で、何台以上とか、何人の待機、あるいは何㎡という形で記述していかないといけないと思います。

避難手段のバスにしても、バスの確保ができることを前提に書いてありますが、確保できなかったときはどうするのか、それから要援護者の問題がやはり大きいと思うのですが、要援護者の避難について、避難時間推計の報告書では「要援護者のバスの想定」が、1台につき定員17名で、一般の避難者と同じということです。

この定員で運べる要援護者もいると思いますが、例えば病院の入院患者や、ほとんど寝たきりの老人となると、福島事故の場合でも、そういう人たちをバスに座らせて避難させたがためにかえって命を落とすような方が出たことは報告されている

わけです。

そういう意味で、要援護者に対する想定が十分でない。要援護者の避難にバスなどのリソースを多く導入すれば、一般の人たちの避難のためのバスが不足して、破綻するということになります。

ですので、原則としてはいいのですが、いろいろな状況を考えて計画をつくらないと、ほとんど絵に描いたもちになってしまうと思います。

谷口委員：要援護者の方で、特に普通のバスに乗れない方たちの想定としては、福祉施設が持っているリフト車等の福祉車両を、何台確保できるかというような想定が、広域福祉避難所の指定とともに重要であると思いますので、その検討はお願いしたいと思います。

古川委員：なかなか難しく解決手段はない話なのかもしれませんが、スクリーニング場所に自家用車で来た人は、そこに自家用車を一時保管をしてバスに乗って避難するイメージだと思うのですが、そのために、県も市も、その地域における自家用車の一時保管場所を確保せよということですが、要するに自家用車の利用率が何パーセント、何十パーセントになるか分かりませんが、多くの方が自家用車で避難すると、スクリーニング場所周辺で渋滞が発生して、駐車どころか避難時間の遅延につながるということだと思います。

そのため、県の計画は、基本的な避難手段はバスとするということなので、自家用車の抑制を図るという意味では、そこを強烈にアピールしていかないといけません。

スクリーニング自体にもものすごく時間がかかる、もしくは車の駐車待ちでかえって被ばくしてしまうというようなことになりかねないので、そのことを強くアピールしていくということが大事だと思っています。

太田委員：この広域避難計画はよく分かる部分と分からない部分とあるのですが、例えば複合災害が起こった場合に、普段の災害時、地震だけとか水害のときは、自助と共助、特に共助というところがすごく大事になってくるのですけれども、複合災害の場合、自分たちもこの状況から避難しなければならない。そんななかで共助をどこまで行うのか、もしくは、共助よりも、早く逃げないといけないというような状況の中で、誰が共助を担うのかと。そういうことはどこかに書いてあるのでしょうか。

議長：通常の災害のときの助け合いと、原子力災害という状況では何か、まったく違うことを想定しているのか、あるいは、住民どうしの助け合いというものは期待され

ているのか。期待されているとしたらどういう形なのか。自家用車を使用しないというのが一つあるかもしれない。バスにみんなで乗ろうというのが共助なのかもしれないですけども。事務局、何かありますか。

事務局：自助共助という観点で、この広域避難計画に具体的に記述したところはあまりありません。ボランティアに関することについては、県の地域防災計画のもとになっている風水害編に記載しており、原子力防災についても、その規定に基づいて、ということになっているのですが、原子力特有の状況について自助共助をどのようにしていくのかというのは、ご指摘もいただきましたので、今後考えていきたいと思えます。

あと、ここまで委員の皆さまからいただいたご意見につきましても、ご指摘いただいたような課題があることは私どもも十分認識をしております。今回の広域避難計画は、現状で整理できている範囲の中で、まず策定させていただくものだというご理解をいただければありがたいと思えます。

今後、国のワーキングチームなどでも、スクリーニングの体制などを含めて議論していくことがまだまだ残っております。

そういったことを踏まえて、今後この計画をより良いものにしていきたいと思っております。

谷口委員：再度、要配慮者対策ですが、資料3の15ページに、「第8章 要配慮者の広域避難」「1 基本的な考え方」の(2)に、「災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備」という地域防災計画本体の規定に基づきと書かれています。

したがって、資料3の広域避難計画案には、ここもやはり詳しく書かれていないわけです。

実際には、原子力災害も含めた災害時の広域避難の調整や、広域福祉避難所の指定など、要援護者避難支援対策は、進んでいないのが実態だと思います。

やらなければいけないことは分かっているのですが、それを実際進めていくのは県の中の各課であり、それがまた市町の担当者の理解が進んでいかないとできないということで、今この要援護者の問題というのは、私も関わっているなかで進んでいないと実感しています。

ですので、原子力の問題というのは喫緊の課題でもありますので、しっかりとここでやっていくという、何か、決意と言いますか、それが書かれていたほうがよいと思えます。

議長：はい。ご意見として承っておきたいと思えます。なかなかこれだけが突出するのは難しいような気がします。気持ちではいくらでも書けますけれども、計画にな

るかという、やはり難しいのではないかなとは思いますが。

澤田委員：避難時間推計の結果に関するご説明のなかで1つ質問があるのですが、白鬚神社のところで国道161号が寸断したときに、船を使うと避難時間が長くなったということが報告されました。

それは当然の結果なのですが、その結果を受けて、船舶は避難手段として使わないようにするというご説明でしたが、そうすると白鬚神社付近の161号が通れなかった場合、どうやって避難するのでしょうか。

道路が通れないのであれば、時間がかかっても船を使わざるを得ないし、使えるようにちゃんと対策を考えるというのが計画なのではないですか。

事務局：避難時間推計で想定した国道161号が使えない場合は、資料3の避難経路図で見ていただきますと、国道367号を使って迂回をするというかたちでシミュレーションしています。

ただ、この367号も山側を通っている道ですので、こちらも寸断する可能性はあります。そういった場合にどうするのか、船の使い方でもっといい使い方があるのか、そういったことは今後の課題として、まだ考えていかないといけないことは残っていると思います。

澤田委員：船を使わなくて済むときはそれでいいのですが、使わないといけないような状況というのはあり得ると思います。

そのために準備をしますというスタンスでないとおかしいのではないかと思うのですが。

議長：避難時間推計の想定では、避難者を乗せた船はどこへ向かうことになっているのですか。

事務局：シミュレーションでは、今津港を出発して、大津市の近江舞子港まで運び、そこでバスを待機させて、そこからバスで大津市内へ向かうという想定にしております。

議長：長い距離を走る想定ですが、例えば、大津市内まで船でピストン輸送させることが困難であれば、できるだけ船で運ぶ距離を短くして、長浜港などある程度着岸できるようなところへ運ぶということもあり得るのではないのでしょうか。

事務局もこの計画で確定とは思っていないと思いますけれども、まだまだ現実性に乏しいところがあるというご指摘が多々ありますから、いろいろな関係先と協議

をしないと難しいのだと思いますが、継続的に改善をしていただけたらと思います。

澤田委員：避難中継所は、結局1つ1つの施設はキャパシティがないのだから、たくさん用意する必要があると思います。

それによって自動車が分散されて渋滞等も緩和できるかもしれない、避難経路も複数想定する、自家用車も含めていろいろな避難の方法も考えるというような計画にしておかないと、様々な状況には対応できないと思います。

今の計画だと、あまりにもシナリオが固定され過ぎていて、実際には、このシナリオどおりにはいかないだろうと思いますので、そういうことを考えていただければと思います。

議長：何となく気になるのは、広域避難先として大阪府との間で、マッチング個票にあるように詳細に避難先を決めたわけです。

段階的避難という観点で考えると、例えば2日に分けて避難を実施するとき、どのグループを1日目にするか、2日目にするかということ、ある程度書き込んでおくと、無駄な混乱が避けられるような気がします。

そこまで想定ができないということであれば、ここまで詳細に決めても、そのとおり動くかどうか分からないということになってしまうので、タイミングの問題も含めてですが、片一方で大阪府との詳細な個票があることをうまく使って、ある種の混乱を避けるような工夫ができればと思います。

原子炉の中や建屋のそばにいるわけではなく、時間単位で生命の危険が増すというレベルの被ばくではないのだから、そういう意味では、そこで変に臆病になることはないわけです。

先ほどの話で、国道161号が寸断されていたので、367号に迂回するためには、もう一度北上して、UPZの中を戻って逃げて行かなければいけないわけで、何のために除染したのか、スクリーニングしたのかというような話が出るわけです。

結局は予防措置として計画をつくらうとしているのだと考えれば、避難を2日に分ける、3日に分けるというのは、ある意味で一番具体性のある問題です。

そうであれば、1日目に避難する地域はここ、2日目はここ、3日目はここというような計画も、ある程度あっていいのではないかと思います。

福島のとくに政府がやった一番の大失態は、屋内退避だと言ったきりで、あとずっと放っておいたというのが、一番非人道的な対応だったように僕は思います。

そういう意味では、屋内退避をしてもらうにしても、その次のステップがこうです、その次がこうですというような全体的な流れが、少なくともUPZと滋賀県が言っているエリアの中については、ある程度手順化されているというのは大事なことだと思います。

行き先がこんなに詳細に手順化されているのなら、そこを送り出していく順番も少し考えてもいいし、少しでも被ばくすれば、即命が危ないというわけではないはずなので、段階的な計画を考える余地は残っているように思います。

この大阪府とのマッチング個票を見ると、どうして出発順番がないのかか思ってしまうので、ぜひ考えてほしいと思います。

澤田委員：結局O I L 1に基づく即時避難の場合と、それから福井県内でO I L 1が出ている中で、滋賀県側ではO I L 2が出る前に自主避難して行く人たちへの対応、それから滋賀県内でO I L 2が出て、ある程度時間をかけて避難する場合など、別々に計画をつくっていかないと、一つのシナリオではとても無理だろうと思います。

例えば、即時避難の場合、できることは限られている中でも、これだけはやるよといったことや、自主避難者の対するスクリーニング方法など、状況の進展に応じた段階的な計画をしっかりとつくらないと、対応できないのだろうと思っています。

(4)滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定案について

議長：それでは、次の議題に移らせていただきます。

まず事務局からご説明をお願いします。

事務局：【資料4】～【資料4-3】について説明

議長：ただいまの説明について、ご意見、ご質問を伺います。

澤田委員：今後のスケジュールですけれども、今、この会議でいろいろな意見が出ましたが、それらを反映いただいた形で改定されるのでしょうか。

事務局：今後のスケジュールとしては、2月の初旬から、県民の皆さんに、県ホームページで意見照会をさせていただくとともに、県庁内や市町を含めた関係機関に対する意見照会をしたいと思っておりますが、それまでの間に、本日いただきましたご意見を検討させていただきまして、そこまでに反映できるものについては反映した形で手続きを進めていきたいと思っております。

また、検討が進んでいない課題につきましては、来年度以降引き続き検討したいと思っております。最終的には3月の下旬の防災会議において、今年度の改定を行いたいと思っております。

古川委員：前回も言ったと思うのですが、琵琶湖への拡散予測における陸域への影響

について、今後どう反映していくのか、UPZはとりあえず変更しないということ
を前回お聞きしましたけれども、例えばこの資料4 - 2の新旧対照表14ページに、
「地表面への沈着」ということで、福島第一から飯舘村にかけての状況に当たるセ
シウムの沈着量300万ベクレルを超える地域が高島市等で見られた、もしくはO I
L 2に照らして一時移転する線量に達した地域があるということが記載されていま
すが、琵琶湖への影響予測のなかで、大気のシミュレーションで放射性ヨウ素の粒
子態比率15パーセントの予測、もしくはセシウムの予測では、実効線量への換算と
いう図があります。放射性ヨウ素の粒子態比率50パーセントの予測にはないの
ですが、例えば資料1の41頁、「実効線量への換算（ヨウ素の粒子態15%・大飯）」。
これで見ると、1時間当たり $20\mu\text{Sv}$ を超える線量にはなっていないことから、琵琶
湖に一番影響があると言われているケースでも、実効線量的には一時移転の基準ま
で至っていないということが読み取れるわけで、シミュレーション数が少ないとい
うこともありますが、滋賀県のUPZが決定された根拠は、平成23年度に実施され
た大気予測で、旧指針の基準に基づき、放射性ヨウ素の甲状腺に対する等価線量が
基準になっています。これに対して、新しい原子力災害対策指針における1時間当
たり $20\mu\text{Sv}$ で一時移転という基準に照らしたときに、果たして1時間当たり $20\mu\text{Sv}$
を超える地域はどこなのかというのがやはりイメージができません。

そのことも合わせて、もう少しシミュレーションを継続して、実効線量で1時間
当たり $20\mu\text{Sv}$ を超えるエリアの検証を引き続きお願いしたい。そして、それが地
域防災計画のUPZの範囲特定にまた結び付くのであれば、ここはまた思い切って
見直していただくというような方向性もあるのかと思います。

事務局：県として、琵琶湖への影響は懸念される住民の皆さんの不安に
応えさせていただくために、今回のシミュレーションを実施させていただきました。

ただし、このシミュレーションは、危険な地域を特定するために実施した
ものではありません。そこはご理解をいただいたうえで、今後、琵琶湖への沈着や、
そのあとの土壌への影響といった点は、県のできる範囲のなかで、いろいろな研究を
実施していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

古川委員：例えば、資料1の30ページ、セシウムで大飯のケース、2012年12月10
日のところを見ると、赤い色の地域が高島の南部から大津の北部にかけてあるの
ですが、現在の避難計画では、例えば高島市が避難するいうときに、基本的には南
に逃げるということになっています。

しかしながら、場合によっては、大飯の場合は北へ逃げるという選択肢もある
わけで、今のところ、そこまで選択肢の幅を広げていませんが、今回の琵琶湖への影
響予測における陸地への影響の部分をもう少しやっていくなかで、避難の方向だと

か地域だとか、そういうものにも影響してくるのではないかと思うので、シミュレーションの目的は別にあるかもしれませんが、やはり住民の避難等に影響する可能性のある部分については、もう少しシミュレーションの信頼性というか、幅を広げていただければと思います。

事務局：予測結果は、様々な形でご利用いただきたいと思います。

ただし、これは、シミュレーションのときにも説明がありましたように、降雨や風向きなど、いろいろな要素があらゆる組み合わせのなかで出てまいりますので、得手の条件の中でここが危ないということではなくて、実際の気象条件に合わせたら、このような状況も起こり得るんだということを認識するために、この影響予測の結果を活用いただけたらと思います。

議長：高島が一番難しいですね。長浜は基本的に下りればいから、そういう意味では対応はすんなりしているけれども。

やはりモニタリングや避難のあり方など、これからもシナリオづくりをしっかりとやっていたいただければと思います。

澤田委員：例えば、福井県内でO I L 1で避難が始まって、その避難者に対して、滋賀県も様々な対応をしないといけないというケースがあり得ますよね。そのあと、また滋賀県内でO I L 2が出るかもしれない。滋賀県は避難という状況になっていないけれども、福井県からはたくさんの避難者が出てきて、それに対する対応をどうするかなど、そういうことへの対応は、この地域防災計画の中に記載されていますか。

事務局：資料4 - 2の新旧対照表130ページをご覧くださいと思います。

地域防災計画ですので、大きな方針として記載しているのですが、「第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施」の中で、第1項では、施設敷地緊急事態、10条通報の事態になった時点ではこういうことを実施します、第2項では、全面緊急事態に至った場合にはこういうことを実施しますということで、UPZ外の市町に対して関係周辺市のおこなう防護措置の準備への協力要請というようなことを書いています。

また、131ページの第3項では、放射性物質放出後についてはこういう対応をしますというようなことで、事象区分ごとに実施する防護措置を記載しています。

澤田委員：ある程度は書いてあるようですが、幅広く様々なことをしないといけないということで、より具体的な計画がやはり必要ですね。

事務局：具体的な対応につきましては、来年度マニュアルをつくっていきたいと考えています。

そこは国民保護計画とも連携を取りながら、タイムラインというかたちで、事象が始まってから収束するまでの間にどういうことをしていけないといけないのかということを、チェックリスト方式でマニュアル化していきたいと思っています。

澤田委員：分かりました。

太田委員：福島事故のあと、福島にある車からたくさんの放射性物質が検出されて、特にワイパーなど汚染されていて、中古車も売れなかったというようなことをあとで聞いたのですけれども、被災地から避難先に住民の皆さんが避難する状況のなかで、いろんなパニックが起こってくるのではないかと危惧します。

たくさんの放射性物質が付着した車が来るよといった、パニックが起こるのではないかということをちょっと感じたので、発言させていただきました。

事務局：車の汚染という問題も当然視野に入れていかなければならないと思っております。

避難中継所に自家用車で来られた方で、車両が汚染されていて除染ができなければそこへ自家用車を留め置くことになってしまいますので、避難中継所周辺の駐車場の確保といった課題が出てまいります。

したがって、できるだけ自家用車を使わないということ、住民の皆さんへ広報していかなければならないと思っております。

様々な除染のための資機材なども、国に相談しているところですが、ご指摘いただいた課題はしっかり視野に入れて考えてまいります。

議長：除染の問題は、今後、大変大きな問題になってくるので。先ほどの水道水対策についても、一生懸命、除去してくれたのはいいのだけれども、除去のための放射性物質を吸着させたものをどうやって始末するんだという問題も実はあるし、陸域に残った放射性物質の始末というのは、特に長い半減期のものについては大変大きな問題になります。

その当たりの課題がまだまだ全部が整理できているわけではないということも事実なので、要検討の課題はたくさん残っているとご理解をいただけたらと思います。

一応、現時点まで、ある程度整理できたもので、ここまで計画がつくれたという理解になるかと思っております。

5 今後の進め方について

議長：もしよろしければ、そろそろ終了の時刻となりますので、本日の会議は終了とさせていただきますと思います。

今回の改定案については、もちろん委員の皆さんのご意見を踏まえていただいて、事務局のほうで原案の修正をするということになるかと思いますが、もう一度会議を開くのは日程的に難しいので、最終的な確認は、議長である私のほうにお任せをいただければと思います。

まとめましたら事務局のほうから皆さんのほうにご送付をさせていただくというような段取りでご了解をいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上を持ちまして、今日の議事はすべて終了いたしました。

ありがとうございました。